

竹原市障害者計画

竹原市第6期障害福祉計画

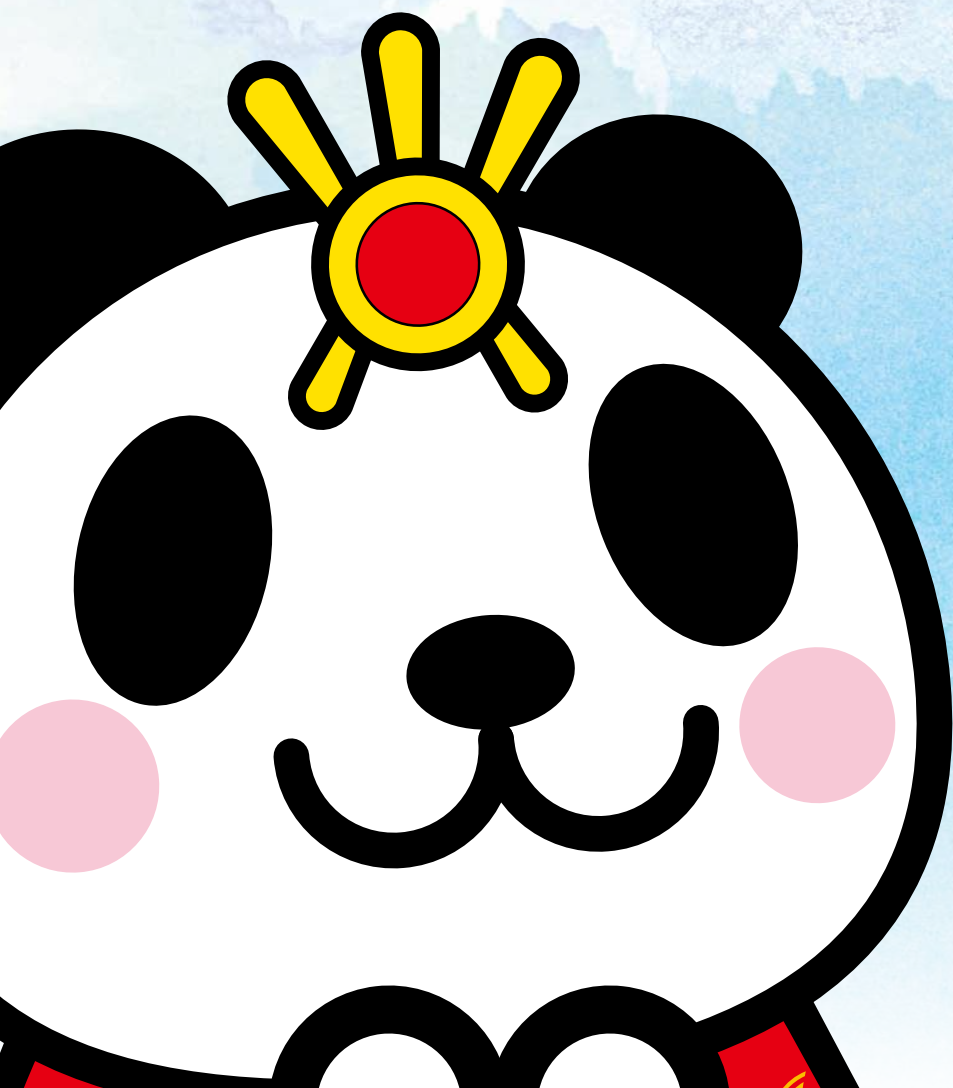
竹原市第2期障害児福祉計画

令和3年3月

通うこころ

かさなる笑顔

竹原市



障害者施策についての計画を策定しました



かぐやパンダ

このたび、竹原市は「竹原市障害者計画、竹原市第6期障害福祉計画及び竹原市第2期障害児福祉計画」という、障害者施策についての計画を策定しました。

この計画は、市が取り組むべき今後の障害者施策の方向を定めた総合的な計画であり、広くみなさんに知っていただくとともに、市の取組や施策へのご協力をよろしくお願いいたします。

「かぐやパンダ」は、「障害のある人もない人も安心して暮らせる竹原市」をめざして活動する竹原市障害者自立支援協議会のマスコットキャラクターです。

計画の対象

この計画は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者や、その他心身の機能に障害がある人及び障害や社会的障壁により継続的に、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。

計画の期間

「竹原市障害者計画」の期間は令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

「竹原市第6期障害福祉計画」及び「竹原市第2期障害児福祉計画」の期間は令和3年度から令和5年度の3年間とします。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画	障害者計画			障害者計画					
	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

計画の位置付け

「竹原市障害者計画」は、障害のある人に関わる施策の基本的な方向を定めるもので、“障害者施策の総合計画”に位置づけられます。

「竹原市障害福祉計画」は、障害者計画における生活支援施策についての実施計画的な位置づけです。障害福祉サービスごとに必要な見込量と、その見込量を確保するための方策を定めています。

「竹原市障害児福祉計画」は、障害者計画における教育や育成に係る施策についての実施計画的な位置づけです。障害児通所支援等の必要な見込量と、その見込量を確保するための方策を定めています。

障害者計画

根拠法 ▶ 障害者基本法(第11条)

障害のある人に関わる施策の基本方向を分野ごとに明らかにする

障害福祉計画

根拠法 ▶ 障害者総合支援法(第88条)

障害者計画における生活支援施策についての実施計画的な位置づけ

障害児福祉計画

根拠法 ▶ 児童福祉法(第33条の2)

障害者計画における教育や育成に係る施策についての実施計画的な位置づけ

統計データとアンケート結果

障害のある人を取り巻く現状について、統計データとアンケート結果を紹介します。

● 手帳所持者数

身体障害者手帳,療育手帳,精神障害者保健福祉手帳を所持する人は右のとおりです。

近年,療育手帳を所持する人は横ばいであり,精神障害者保健福祉手帳を所持する人はやや増加の傾向にあります。

	平成27年	令和2年
身体障害者手帳所持者数	1,561人	▶ 1,432人
療育手帳所持者数	323人	▶ 319人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	252人	▶ 281人

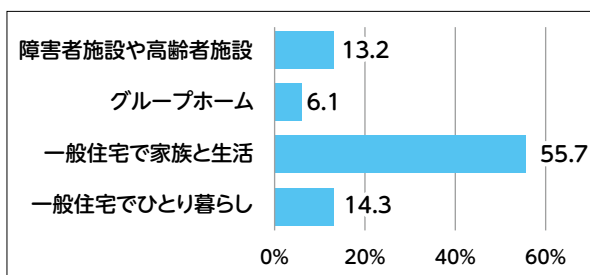
(各年4月1日現在)

● 将来の生活について (アンケート調査結果)

今後3年以内にどこで生活したいか尋ねたところ,全体の7割の方が,地域での生活を望んでいます。そのためには,在宅での障害福祉サービスの利用や医療的ケアが求められています。

将来の生活について(回答の多かった項目のみ)

回答者数=788人



※障害のある人対象の調査結果より

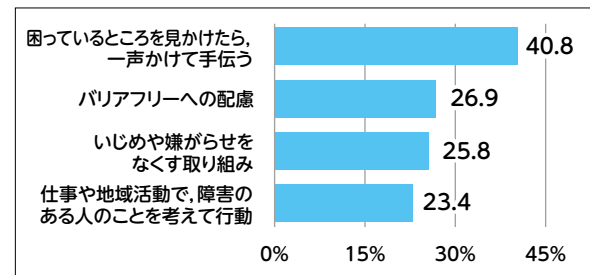
● 社会参加について (アンケート調査結果)

障害のある人が社会参加の機会を広げるために地域に望むことは,「困っているところを見かけたら,一声かけて手伝う」ことが約4割と特に多くなっています。

障害のある人が社会参加するためには,市民の手助けが重要であることがわかります。

社会参加について(回答の多かった項目のみ)

回答者数=747人



※障害のある人対象の調査結果(18歳以上)より

竹原市障害者計画

基本理念

一人ひとりが障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、
地域の中で認め支えあい、生きがいを持ち、
安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

目指す姿

通うところ かさなる笑顔 竹原市

計画の基本目標

基本目標に向けた取組

1 みんなが地域の一員として
支えあっている



- 1 障害に対する理解と交流の促進
- 2 福祉教育の推進
- 3 地域福祉の推進
- 4 権利擁護の推進及び差別の解消

2 自立していきいき暮らす環境が
整っている



- 1 雇用・就労の促進
- 2 移動支援の充実
- 3 社会生活能力の向上支援
- 4 スポーツ・文化芸術活動等の振興

3 安心して暮らすための支援が
充実している



- 1 健康づくりの推進
- 2 医療の充実と福祉との連携
- 3 精神保健福祉の推進
- 4 相談支援体制の充実と強化
- 5 福祉サービス等の充実と円滑な提供

4 子供の成長に応じた切れ目のない
支援が充実している



- 1 早期発見・フォロー体制・療育体制の充実
- 2 特別支援教育等の充実
- 3 ライフステージに応じた支援

5 誰もが暮らしやすいまちに
なっている



- 1 住みよい環境づくりの推進
- 2 情報のバリアフリーの推進
- 3 防災・防犯・交通安全対策の推進

重点プロジェクト

1 就労支援の充実	企業への障害理解の促進や障害のある人が働き続けるための支援、自立を支えるための工賃向上などの取組を行います。
2 地域生活の支援	障害のある人が安定した生活を継続するため、相談等のサポート体制の充実や地域移行など関係機関と連携し、地域での支え合いを進めるとともに、緊急時等のための地域生活支援体制の充実を図ります。
3 精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムの構築	精神障害のある人やその家族が、安心して自分らしい暮らしができるような地域づくりを目指します。
4 ライフステージに応じた 切れ目のない支援	出生から成人に至るまで切れ目なく支援するために引き継げる体制を構築し、サポートファイルの活用や、保健、医療、福祉、教育、療育機関などと連携を図ります。

竹原市第6期障害福祉計画

この計画は、障害者総合支援法に基づき、国の基本指針を踏まえ、令和5年度に向けた成果目標を設定するとともに、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

令和5年度に向けた成果目標

障害のある人の地域生活への移行や就労支援への課題の対応のため、障害福祉サービス等を提供する体制の確保に向けて、次のとおり「成果目標」を設定します。

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	実 績 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
施設入所者数	56人	56人
地域生活移行者数（累計）	1人	2人

成果目標2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項 目	目標値
運用状況の検証及び検討回数	年1回

成果目標3 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	実 績 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
一般就労移行者数	4人	6人
就労移行支援	0人	1人
就労継続支援A型	3人	4人
就労継続支援B型	1人	1人
就労定着支援事業の利用者数	0人	2人
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	0%	0%

成果目標4 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化を図るため、委託相談支援事業所と連携を図り、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

成果目標5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害のある人等が真に必要とする障害福祉サービスを適切に提供できるよう障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に向けて取り組みます。

障害福祉サービスの見込み

(月当たりの利用者数)

サービス名		見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス		36人	37人	38人
日中活動系サービス	生活介護	82人	82人	82人
	自立訓練（機能訓練）	1人	1人	1人
	自立訓練（生活訓練）	7人	7人	7人
	就労移行支援	8人	8人	8人
	就労継続支援A型	15人	15人	15人
	就労継続支援B型	100人	100人	100人
	就労定着支援	2人	2人	2人
	療養介護	13人	13人	13人
	短期入所（福祉型）	17人	17人	17人
	短期入所（医療型）	1人	1人	1人
居住系サービス	自立生活援助	0人	0人	0人
	共同生活援助（グループホーム）	38人	40人	40人
	施設入所支援	58人	57人	56人
相談支援	計画相談支援	50人	55人	60人
	地域移行支援	1人	1人	1人
	地域定着支援	1人	1人	1人

見込量確保のための方策

- サービス提供に関わる事業所・人材を育成し、より質の高いサービスを提供できるように支援します。
- 施設入所支援については、現状のサービス支援体制を確保しながら、地域生活への移行を進めます。
- 地域生活への移行にあたり、共同生活援助（グループホーム）の設置の推進、体験利用や相談等の支援を行います。
- 障害のある人の自立した生活を支援し、適切なサービス利用ができるよう、相談支援の質を向上するための人材育成、関係機関との連携の強化に努めます。

竹原市第2期障害児福祉計画

この計画は、児童福祉法に基づき、国の基本指針を踏まえ、令和5年度に向けた成果目標を設定するとともに、障害のある児童の支援体制の整備目標などを示します。

令和5年度に向けた成果目標

障害のある児童が利用する通所支援等を提供する体制の確保に向けて、次のとおり「成果目標」を設定します。

成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

項 目	目標値
児童発達支援センターの設置数	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済

障害児通所支援等の見込み

(月当たりの利用者数)

サービス名	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	19人	19人	19人
医療型児童発達支援	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	42人	42人	42人
保育所等訪問支援	1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人
障害児相談支援	9人	9人	9人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーター配置数	2人	2人	2人

見込量確保のための方策

- 障害の早期発見・早期療育に取り組み、適切なサービス利用ができるよう関係機関の連携の強化に努めます。
- 多様化する障害を見逃さず支援に繋ぐことのできる人材を育成するため、研修会など人材育成に努めます。

計画の推進体制（各計画共通）

障害者計画の事業の進捗状況、障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標及び活動指標について、1年に1回その実績を把握し、PDCAサイクルにより分析・評価を行います。

計画の進捗状況について、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「竹原市障害者自立支援協議会」に報告を行い、意見を求め、必要な対策を講じて、計画を着実に推進します。必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を行います。

障害のある人やその家族が必要とする障害福祉サービスを適切に利用できるように、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努め、計画の周知を図ります。

【PDCAサイクルによる計画の推進】



竹原市障害者計画
竹原市第6期障害福祉計画
竹原市第2期障害児福祉計画

発行：広島県竹原市 福祉部 健康福祉課
〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号
TEL：0846-22-7743 FAX：0846-23-0140
発行年月：令和3年3月